

近畿地方整備局事業評価監視委員会(平成23年度第6回)

議事録

日時：平成24年1月23日(月) 9:30～11:22

場所：近畿地方整備局 第1別館(2階)大会議室

【委員長】 それでは、第6回の評価監視委員会を始めたいと思います。

早速ですが、審議に入りたいと思いますので、委員の皆様方におかれましては、議事の進行、ご協力よろしくお願いたします。

それでは、資料 No. 2の事業評価対象事業の一覧表及び位置図により、事業の概要について、事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】 説明をいたします。資料 No. 2をごらんください。事業評価対象事業の一覧及び位置図でございます。

一覧表の事業名にありますように、本日の審議は12の事業となっております。ただし、同一水系で整理しますと3つの水系になりますものですから、概要の説明につきましては個別事業ごとに説明をするのではなく、水系ごとに一括して説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番目でございます由良川水系直轄河川改修事業でございます。これにつきましては2つの事業がございます。前回は平成20年の再評価で、3年経過の事業でございます。

これらの事業につきましては、京都府を流れます、流域面積1,880km²、幹川流路延長146kmの河川でございます。中流域には福知山市等の市街地が形成されておりまして、中流部で連続堤防の整備を進めるとともに、下流部におきましては輪中堤の整備や宅地嵩上げを進めております。

今後、おおむね30年で整備計画目標でございます昭和57年の台風10号のときの洪水流量を安全に流せるように改修を進めてございます。

河川整備計画の策定は平成15年、全体事業費が810億円、事業の進捗は約62%でございます。

次に、大和川直轄河川改修事業でございます。これも前回再評価は平成20年でございます。3年経過の事業でございます。

この事業につきましては、奈良県から大阪府へ流れます、流域面積1,070㎢、幹川流路延長68kmの河川でございます。大阪府と奈良県の府県境に位置します亀の瀬の狭窄部には日本有数の地すべり地帯を抱えております。築堤や河道掘削を始めまして、奈良県域におけます総合治水対策や、大阪府におけます高規格堤防整備、これらを実施してございます。

今後は、おおむね30年で戦後最大でございます昭和57年の台風10号等の流量を安全に流せるように改修する事業でございます。

河川整備基本方針の策定は平成21年、全体事業費は1,450億円です。事業の進捗につきましては、これからのスタートでございます。まだ0%でございます。

次に、淀川水系直轄河川改修事業、これは9つの事業がございます。これにつきましても、前回の再評価は平成20年。3年経過の事業でございます。

これらの事業につきましては、淀川につきましては、琵琶湖から流れてます瀬田川が、滋賀県、京都府の境から宇治川となりまして、途中、木津川、桂川、こういったものを合流し、大阪湾に注いでおります。流域面積が8,240㎢、幹川流路延長75kmの河川でございます。今後、おおむね30年で戦後最大流量を安全に流せるよう改修する事業でございます。

河川整備計画策定は平成21年の3月、全体事業費が2,972億円。これは野洲川と猪名川を除いてございます。全体の進捗につきましては約12%でございます。

以上でございます。

【委員長】ありがとうございました。

■ 河川事業における事業再評価について

【事務局】個別の事業の説明の前に、河川事業における事業再評価についてということで、前回、第5回、その前においても同様の説明をさせていただいておりますので、一部割愛をしながら説明をさせていただきたいと思っております。

1ページを開いてください。河川事業における再評価の対象事業ということで、先ほど事務方のほうからご説明がありましたけれども、今回、由良川、大和川、淀川、3事業についての事業再評価の審議をさせていただきます。いずれも平成20年度に事業再評価を

行いまして、3年が経過したというタイミングでの再評価になってございます。

上段に書いておりますけれども、前回の事業評価におきましては、原則としては長期的な河川整備の基本的事項を定める河川整備基本方針というものを1つの事業のくくりとして事業評価を受けておりました。それは、いわゆる河川整備計画というものができている河川が少なかったからということで、整備計画もしくは整備計画の案ができている河川については整備計画、基本的には長期的なスパンでの基本方針に基づきました事業評価を行っております。

今回ですけれども、今年受けました事業評価すべてこのような形で整備をしておりますが、事業の実現性や透明性の観点ということから、今後20年から30年の具体的な目標及び具体的な整備の内容というものを法定計画として定めております、河川整備計画というものを1つの事業単位として再評価というものを審議させていただいております。その中では、全体事業ということで、評価基準年以前の事業を含む全体のパッケージの事業及び、評価基準年以降の事業ということでの残事業及び当面の事業ということで、おおむね5年から7年の事業を1つのくくりとして評価を行ってございます。

今回、由良川と淀川につきましては、河川整備計画というものが、由良川については平成15年度、淀川については平成20年度に策定されておりますが、大和川につきましては、現在、流域委員会のほうで審議を行っているというような状況でございます。

下段に書かせていただいておりますけれども、河川整備計画の原案、素案というものを流域委員会のほうで審議をさせていただいているという観点から、平成23年度にたたき台を公表しております。その計画をもって河川整備計画の見合いという形での評価を、1つの単位としての評価をさせていただいております。ですので、平成24年度というものが河川整備計画のスタートの地点ということになりますので、こちらについては全体事業というものがイコール残事業という形での整備をさせていただいております。

次のページをお願いします。

先ほど申し上げました河川整備計画と河川整備基本方針というものの比較について、下段のほうに表としてまとめておりますが、まず下の下段のほうですけれども、河川整備基本方針というものは、河川法に定められました長期的な河川整備の方針というものになっておりまして、河川によっては50年から100年といったような長期のスパンでの整備を視野に入れているものでございます。

大和川、淀川、由良川、その整備にかかる概算の費用でございますが、大和川について

は約5,000億円、淀川については1.6兆円、由良川については3,000億円といった、非常に大きな規模の計画になってございます。

近畿地方整備局管内においては、管理河川の10水系すべてで河川整備基本方針というものを策定してございます。

上段、今回評価をする単位でございます河川整備計画というものでございますが、計画期間といたしましては、おおむね20年から30年ということで、計画の規模については一般に戦後最大の洪水というものを対象にする形で、その目標については流域委員会のほうでご審議いただいて定めてございます。

その整備計画の整備に関して、かかる費用でございまして、大和川については1,450億円程度、淀川については3,000億円程度、由良川については800億円程度という形の規模になってございまして、備考の欄に書いてございまして、近畿地方整備局管内、河川整備計画ができています河川というのが現在4河川ございまして、今回審議をしていただきます由良川、淀川及び九頭竜川と加古川という4河川で河川整備計画というものを策定しているという現状でございまして。

次でございまして。いわゆる治水事業における費用便益分析に用います効果及び便益というものでございまして、この青囲みで書いてございましてところを今回対象に便益を算出してございまして。そちらは治水経済調査マニュアルというもので、我々の本省のほうで定めておりますマニュアルの中にございまして、現段階で経済的に評価可能な被害の防止効果というものを治水事業の効果として換算しているという状況でございまして。

次のページをお願いします。

いわゆる費用便益分析ということで、河川整備にかかる便益と、それに要します費用というものを算出して、比較をして、経済性の確認というものを行ってございまして。

左上、便益についてですけれども、氾濫のシミュレーションを行いまして、整備をする前と整備をした後にどれほど被害を軽減できるかという形のところを便益として算出をしてございまして。

総費用につきましては、いわゆる整備にかかる建設費用及び今後の維持管理にかかる費用というものを含めて総費用という形で算出をいたしまして、そちらの2つを比較するという形で費用便益分析を行ってございまして。

次のページをお願いします。

先ほど申し上げました便益については、被害の軽減額というものを治水整備の効果、い

いわゆる便益として算出をしております。こちらも前回ご説明をしておりますので、部分的には割愛させていただきますが、整備を実施する前と整備を実施した後の被害の規模というものを算出したしまして、整備をすることによる被害の軽減額というものをシミュレーションによって求めるといった手順になってございます。

次のページをお願いします。

求めました被害の軽減費用というものを、いわゆる確率規模ごとに求めてございまして、生起確率と掛け合わせることによって、年間で被害を軽減できるであろう期待値ということで、年平均被害軽減期待額というものをういた便益の算出方法になっておるとい資料を本日もご配布させていただいてございます。

7ページ目以降は、大和川及び淀川水系の事業評価審議の前に再度ご説明を差し上げます。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

【委員長】ありがとうございました。

■ 由良川直轄河川改修事業にかかる審議について

【委員長】それでは、審議に入ります。資料 No. 3の由良川直轄河川改修事業について、何かご意見ございますでしょうか。

【委員】これは、中流はかなりの水量が流れてもあふれないということなんですけど、下流域は、現在ですと、6ページの緑とダイダイ色の地図、これを見て、例えば1,000立米というんですか、1,000^m³ですか、それが流れても、緑のところがあるということは、これは溢水するといいますか、川の軌道から外へ出るというところがあるというふうに読めるんですね。そう読んだらいいわけですね。そうすると、中流は堤防で守るけれども、下流は余り人も住んでいないし、溢水してもある程度仕方がないという前提で立っているんですね。

この輪中堤とか宅地を上げることによって、水防災事業で、もちろん一番大事なのは人命、家屋を守るということなんですけど、ちょっとここわからないのですが、3ページに示されている過去の洪水流量というのがあって、しょっちゅうとは言いませんけど、それなりの頻度で、5年に1度ぐらいの頻度で2,000立米ぐらいの流量の洪水というのはあるようですね。

先ほどの6ページの例とか、2,000立米ぐらいになれば、しょっちゅう溢水すると

ころがいっぱいあると。2,000立米までも行かなくても、1,000立米でも溢水するところもかなりあるということから考えたら、もちろん溢水すると、宅地ないしは人命は守られても、それが一番大事だから輪中提をされるというのはわかるんですが、1,000立米ぐらいのものであれば、恐らく1年に1度とか2年に1度ぐらいは流れることだつてあるんだろうなというふうなことであれば、そのたびに溢水していると。

そうすると、溢水すると、河川とか、公共のものであれば公共対公共でよいのかもわかりませんが、例えば私有財産である田畑が水につかるとか、またそういうことがあるんだろうなと思うんですけども、その場合に、こういうことがわかっておきながら、1,000立米程度というの、1年に何度か、ないしは2年に何度か流れるようなものの確率であるのかかわらず、それは国家賠償をしなくてよいというか、それはそれでよいのかなというか、その辺が……。

要するに、それで財産的な損害が起こることが経験的に予想されて、また起こり得ることが前提で計画をお立てになっているようですけども、それは将来溢水した場合の国の過失というものは問われないということをお前提で考えておられるのかということをお伺いしたいんですが。

【事務局】現在の整備計画というのは、約20分の1を目指して整備をしております。その内容として、中流部は連続堤防で、下流部は輪中提と宅地嵩上げということで進めているところでございます。その輪中提と宅地嵩上げで、先ほど委員からもありましたけれども、重要な宅地とか人命を守っていくということをまず第一優先として考えていきたいというふうに考えております。

まだ整備計画が進行中でして、こういうことになっておりますけれども、将来的には河川整備基本方針に沿いまして100年確率等の整備を進めていくこととしております。ちょっと時間はかかると思いますけれども、そういうことを進めていくということでございます。それまでは、被害は今現在では確率として2分の1ぐらいの確率しかないというふうに考えております。

2年に1回溢水するというふうなことになっておりまして、委員ご指摘の田畑につきましては2年に1回ぐらいは被害が出ているという状況でございます。それで法律的にどうかというのは、私はちょっとよくわからないところがあります。

【事務局】若干補足いたしますと、由良川の下流区間につきましては非常に平野が少ない地形でございまして、特に重要な、これまで使ってきた家屋等を守るということで輪中提

なり宅地の嵩上げということを実施しているという状況でございます。

これまでも、農地等につきましては頻繁に浸水してきているという状況でございますが、この農地を浸水しないように仮に堤防の整備をしようとする、堤防の計画ができないといえますか、それによってほとんど、堤防をつくらうとすると、農地の用地を提供していただいた上で堤防をつくらなければならないということになるものですから、現在の家屋を守る、そういったことで輪中提なり宅地の嵩上げを実施していると。

こういった整備の進め方につきましては、県、それから地元の市、自治体、それから住民の方、もちろん農地の所有者ともいろいろご相談させて整備を進めて、ご理解をいただきながら対応していくという状況でございます。

【委員】参考までにお伺いしたいんですが、今の輪中提ですが、今現在建っているところはきちんと守られると。例えば、輪中提の外側に誰かが何かを建てる。自宅を建てたりとか店舗を建てたりとか、これは何か制限がかけられているのか。それとも、建てられたらまたそれはそれで考えるのか、また何か協定があって、建てた場合は知りませんよというふうになっているのか。そこはどういうふうになっておりますか。

【事務局】今、輪中堤等で進めている地区につきましては、河川整備計画、住民と今お話をしようという形にしています。合意したところにつきましては、建築基準法に基づきまして宅地の制限をかけると。条例をかけています。既に4地区につきましては合意して進めてますので、そういうところにつきましてはもう既にかかっているところがあります。

ということで、輪中提で囲った以外のところには建てられないというふうな状況になるかと思えます。

【委員】先ほどの続きなんですけど、6ページの先ほどの流量のところの溢水するこの表を見れば、2,000立米というのになれば、かなり溢水するし、1,000の中でも、500立米ぐらいで溢水する地域が恐らく五、六カ所あるんですけども、この辺は技術的にも難しいとか、当事者の同意を得ているとかいう話もあるのでしょうか、ここの500立米というのがどの程度のものか、もう一つ川のことにはよくわからないんですけど、何か他の河川と比べて若干軽視されているなというか。

そこに人が少ないからとか、財産的価値が少ないからというので、やっぱり順番というものがあるんだろうなということが、もちろん費用対効果というのはわかるんですけども、この緑がかなり狭まっている地域というんですか、立米が少ないところがかなり由良川という大きな川の下流にあるということが若干気になるし、何かもう少し1,000立

米ぐらまでこの縁を押し返せないかというか、そういうことの順番からいってもされないと、例えば財産的な価値の損害で訴訟でも起こされたとしたら、国家賠償として勝てるのかなという気がするので、順番というのもお考えいただいて、当事者の合意を得ているからというだけで全員が恐らくそういう念書を出しているわけではないので、その辺はお考えいただかないと、ちょっと危ういなという感じがしてならないんですけども。

以上ですけど。

【事務局】この河川整備計画を今後20年かけてやっていくんですけども、途中段階でやっぱり洪水が起きて、あふれるところがあると。そういうところに対応するために、必要に応じて河道掘削を、あふれるところが多いところは河道掘削なり、そういったものでそういった影響を回避していくということも別途考えております。それはちょっと整備計画の中には入っておりませんが、暫定的な対応としてそういったことも考えていくというふうにしております。

【委員長】よろしゅうございますか。そのほかよろしいですか。

それでは、この2事業の審議結果ですけども、事業について、特段ご反対はなかったように思います。

当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるというふうにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

■ 高規格堤防整備事業について

【委員長】大和川と淀川の河川改修事業には高規格堤防整備事業が含まれておりますので、個別事業の審議の前に、高規格堤防整備事業についての説明を、お願いいたします。

【事務局】参考資料1の7ページをお開きいただければと思います。

今回審議いただきます大和川及び淀川については、昨年度こちらのほうでも審議をしていただきました高規格堤防の事業を含んでおりますので、それに関するご説明を差し上げたいと思います。

高規格堤防整備事業の見直しについてというところでまとめております資料でございますが、平成22年の10月、行政刷新会議という中で、事業仕分けということで、事業としては一旦廃止というご意見をいただいているところでございます。

それを受けまして、国土交通省といたしましては、平成23年度の予算の取り扱いというところで、赤字で記載をしておりますが、平成24年度概算要求までに事業スキームの抜本的な見直しを行って予算に反映をすること及び、平成23年度、当該年度の予算については、中止した場合に社会経済活動関係での影響が非常に大きいというものに限り必要最小限の予算の措置を行うというふうな方向性を、平成22年12月に出しております。

それを受けまして、平成23年3月に事業評価監視委員会でご審議をいただきましたが、必要最小限の措置を行うということで、大和川については事業継続中の箇所で行いました阪神高速大和川線地区、淀川につきましては海老江地区、大宮地区、大庭地区といった計4カ所については必要最小限の予算措置ということで本年度整備を図ってまいりました。

同時並行的に事業スキームの抜本の見直しということで、国土交通本省のほうで高規格堤防の見直しに関する検討会というものを平成23年2月より審議を重ねてまいりまして、平成23年8月、今年度の8月に審議結果の取りまとめが行われました。事業スキームの見直しに関する提言というものをいただきまして、それを反映した形での平成24年度の予算編成というものを国土交通省として打ち出しております。

次のページをお願いいたします。

その内容についてですけれども、先ほど申し上げました高規格堤防の見直しに関する検討会というものを国土交通本省で設置をいたしまして、有識者からご意見をいただいております。

その取りまとめの概要ということでございますが、整備区間について、人口が集中した区間で堤防が決壊すると、甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間というものに大幅に絞り込んで整備をするようにといったご意見をいただいているというところでございます。

その他の区間についても、いわゆる浸水、浸透、浸食に関する堤防強化というものを積極的に実施したほうがよいといったご提言というものをいただきまして、国土交通省といたしましては人命を守るということを最重要視して、整備区間を大幅に絞り込んで実施をするといった方向性を打ち出しております。

ここに書いてございますが、次の3項目のいずれかに該当する区間というふうな形で区間を絞り込みまして、今後の整備対象区間という形で打ち出しをしております。

次のページをお願いします。

今回、近畿地方整備局におきましては、これまで緑色の延長区間というものを、約130km、淀川と大和川を合わせまして130kmの区間についての整備という方針を持っておりましたが、今回の絞り込みで、この赤い線の区間について整備を行うという形になってございます。

それに加えて、先週末に会計検査院からの報告がございまして、一部報道でも取り上げられましたが、高規格堤防の整備区間の取り扱いという形で国土交通省と会計検査院の中での考え方の相違ということで、違いが生じているというご指摘が報道でもございました。

国土交通省といたしましては、整備延長というカウントの仕方で、完全に整備を完成している区間及び暫定的に整備が完成している区間、そして整備を現在実施中である区間というものも含めて整備中延長というふうな整理をしてございましたが、会計検査院ではいわゆる高規格堤防として30Hという完全に完成をした区間という形での算定というものを行っておりましたので、そちらに差異が出てございます。

会計検査院からは、今後、高規格堤防の整備の効果という観点を踏まえて、整備率といったものの表現の方法を工夫するとともに確立をするようにといったご指摘を受けてございますので、国土交通省といたしましても、それらの指摘を真摯に受けとめまして、整備の状況を表す指標について今後検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、情報提供も含めましてご説明を終わらせていただきます。

■ 大和川直轄河川改修事業にかかる審議について

【委員長】 それでは、資料 No. 4 の大和川直轄河川改修事業について、何かご意見ありませんでしょうか。

【委員】 事業に対して、これをとめるということはもちろんなくて、より頑張っていただきたいと思うんですけども。

それから、スーパー堤防のことがはっきり方向性が決まってよかったと思うと同時に、やらないことが決まったところをどういうふうにまちづくりを考えていくかということも非常に重要かと思います。

13ページで示されている貨物の跡地、こういう使われなくなって、スーパー堤防もやめるということが決まったところについては、本当に早急に地域とまちづくりを進めていただきたいなというふうに思います。

それから、奈良県のところで、遊水地の候補が今まだ具体的にここでは示されていないので、どの程度この7年間で可能かというところがちょっと心配をしています。

以上です。

【事務局】 まず、1点目につきましては、ご指摘のとおり、地元からもスーパー堤防がなくなった区間については整備が望まれるところと認識しておりますので、こうした堤防強化といった形で早急に対応してまいりたいと考えております。

それから、2点目の遊水地の具体の場所については、現在検討を進めているところでございます。今後、具体的内容について、まず奈良県、もしくは地元の皆さんとご意見を交換する中で計画を具体的に早急に定めていきたいと考えております。

【委員】 高規格堤防のことなんですけれども、去年でしたか、23年度予算をつけるについて、暫定的にどこをするかという審議だったと思うんですけども、高規格堤防のご説明の7ページの左下のところに、23年度は必要最小限の予算措置としてこの記載のところに予算をつけるということだったと思うんですけども、その場所と、この9ページ記載の今後の区間30kmという赤線のところは、ほとんどが重複していると思うんですけども、全部23年度に予算をつけた4つの地区がすべてこの赤線の中に含まれているかどうかということをお伺いしたいんですが。

【事務局】 今、スライドには、委員がごらんになっているのと違うスライドになっているかと思いますが、今ご指摘いただいたとおり、すべて入っております。

【委員】 すみません、27ページの自治体の意見等のところで、奈良県知事からの意見についてご紹介をいただいたのですが、どういうご趣旨でのご意見なのか、よく理解できなかったもので、ご説明を補足していただければうれしいのですが。

【事務局】 スライドのほうの、8ページの工程表が書かれている部分をごらんいただきたいと思います。

8ページをごらんいただきますと、下流部の整備が今後7年間集中しておりますけれども、中流部においては遊水地整備、着手はいたしますが、完全に完了するのが次のステップの第2段階までかかってしまうと。その間、上流の佐保川についても整備が進まず、治水安全度が向上してこないという状況になっておりまして、この事業の工程をごらんになって、奈良県において早急に治水安全度が向上する方策を考えるようにというご指摘をいただいたものでございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、この大和川直轄河川改修事業の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

■ 淀川水系直轄河川改修事業にかかる審議について

【委員長】 それでは、続きまして、資料 No. 5 の淀川水系直轄河川改修事業、淀川の9事業について、何かご意見ございますでしょうか。

【委員】 言わずもがなの質問になって恐縮ですが、5河川まとめたの代替案メニュー、整備メニューを追加提示していただいて、ありがとうございます。やっぱりこれはあったほうがいいと思います。

それで、例えば上下流バランスをここで出ている案から崩すといったかたちの案も代替案としては成立し得るんですけど、それはここに載ってない。ただ、すべてを載せるわけにはいかないですし、それはどう考えても、現計画と比較していいものになる可能性がないので載ってないという、そういった常識的な判断が背景にあるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 計算上はいろんな組み合わせがありますので、ここに挙げている以外の代替案も検討しております。例えば、流せられないと、先ほど説明しましたように7兆円の被害が出るとか、そういう計算等も含めて検討しておりますので、ここに載せた1、2、3、4案だけを比較しているわけではございません。

【委員】 今回の提案に特に意見をするものではないですが、桂川のこれからの5年間の計画には入っていないので、ひとまずとは思うんですけども、嵐山のところの検討につきましては、5年以降どういう動きをするかということは、しっかりこの5年間でぜひ検討していただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 現在、先ほど説明しましたように、宇治川でも改修をしているんですが、それ以上に嵐山というのは全国的な、大きな観光地でもあります。地元の景観とか環境に対する関心も強いと思いますので、ご意見のとおり、きちんと検討して、地元のご意見も反映しながら進めていきたいと思っています。

【委員長】 よろしいですか。

では、ご意見がないようでしたら、淀川水系直轄河川改修事業の9事業の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、本日の審議については以上で終わります。委員の皆様、長時間の審議お疲れさまでした。一たんマイクを事務局にお返しいたします。

■ 事業評価監視委員会審議、議事録（速報版）の確認 について

【事務局】長時間にわたりますご審議、ありがとうございます。

それでは、議事録速報版の配付が終わりましたので、引き続き進行をお願いします。

【委員長】それでは、議事3. 事業評価監視委員会審議議事録速報版の確認及び修正に移ります。お手元に配付されました議事録速報版案について、事務局より読み上げてくださいます。

【事務局】それでは、読み上げさせていただきます。

まず、日時ですが、開始が9時30分、終わりが11時25分、5分後にしたいと思います。

それと、審議結果でございます。3つの水系がございまして、まず1点目の由良川直轄河川改修事業、これは2つの事業がございましたが、これの再評価につきましては、先ほどいただきましたように、当委員会に提出されました資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるということでした。

2つ目になります。大和川直轄河川改修事業、これについても同様のご判断をいただきました。

最後の、淀川水系直轄河川改修事業、これは9つの事業がございました。これらにつきましても、同様、対応方針（原案）のとおり、事業継続でよいと判断されるということでございます。

以上でございます。

【委員長】議事録速報版についてはよろしいでしょうか。

それでは、議事録速報版につきましては、お手元の資料のとおり確認いたしました。

そのほか、事務局から皆さんにお知らせすることはございますでしょうか。

【事務局】 はい、1点ございます。

これは事前に説明は申し上げておりますが、前回第5回委員会におきましてご審議いただきました河川改修事業2件におきまして、B/Cの算定について間違いがございましたのでご報告をいたします。

まず、紀の川直轄河川改修事業でございます。事業の投資効果の感度分析のところ、当面7年間の事業で算出過程での入力ミスがございました。

それと、もう一点、加古川直轄河川改修事業でございます。これは当面5年間の事業のB/Cでございますが、算出するに当たりまして、河口部の掘削や橋梁架け替えなどの一連の整備が完了いたします8年間の便益をもとにして算出しておりましたが、5年間分の便益として案分していなかったために、単純なミスで過大な計上となりました。

同様に、事業全体と残事業におきましても、算出過程での入力ミスによる間違いがございました。

報告は以上でございます。委員の皆様からご了解をいただいた上で委員会資料を修正し、差しかえをさせていただいて公表したいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

【委員長】 ただいま説明のありました内容について、何かご意見ございますか。ありませんか。

今回の修正は、前回の審議結果に対して大きく影響を与えるものではないと思います。

それでは、前回の委員会資料を差しかえるということで対応させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

そのほか、特に委員から何かご意見ございますでしょうか。意見がないようであれば、本日の審議を終了いたします。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 それでは、以上をもちまして平成23年度第6回近畿地方整備局事業評価監視委員会を閉会といたします。本日は、長時間のご審議まことにありがとうございました。

[議事録終わり]